

業務隊長
了 7.11.11

補給科長
了 7.11.10

仕 様 書 番 号	1
作 成 年 月 日	令和7年10月5日
作 成 部 隊 名	陸上自衛隊 飯塚駐屯地業務隊
作 成 者	補給科糧食班長 2等陸尉 小路 哲也

給食業務の部外委託に関する仕様書

自 令和8年 4月 1日
至 令和9年 3月31日

仕 様 書

調達要求番号：

陸上自衛隊仕様書				
物品番号		仕 様 書 番 号		
給食業務の部外委託		1		
		作	成	令和 7 年 1 0 月 1 5 日
		変	更	令和 年 月 日
		作成部隊等名		陸上自衛隊 飯塚駐屯地業務隊

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊飯塚駐屯地（以下「官側」という。）における給食業務の部外委託について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

a) 契約担当官

給食業務の部外委託に係わる契約を締結する者

b) 検査官

契約担当官の任命を受けて、補助者として給食業務の部外委託に係わる契約履行の適否の検査を行う者

c) 監督官

契約担当官の任命を受けて、補助者として給食業務の部外委託に係わる契約履行の過程における監督を行う者

d) 受託者

給食業務の部外委託契約を請け負う者

e) 作業従事者

この役務に直接従事する者

f) 現場責任者

作業現場における一切の責任を有し作業従事者の管理、技術指導、官側との交渉等に従事する者

g) 作業従事者等

現場責任者及び作業従事者

h) 調理師

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条に規定する調理師免許を有する者

1.3 本委託業務の概要

官側の施設、器材等を使用して、官側が作成した献立及び官側が準備した食材等により官側が示す調理指示に従い調理し、指定された喫食時間内に配食、並びに、これらに付随する食材、調味料などの運搬、調理器材、用具の手入れ及び指定場所への格納、厨房の清掃を行うものである。

駐屯地食堂における標準的な食数及び配食レーンは下表のとおりであるが、災害等の不測事態、訓練等により食数の増減、喫食時間並びに献立を変更する場合があります、受託者は官側との調整により柔軟に対応するものとする。

駐屯地食堂における1日あたりの標準的な食数及び配食レーン

区 分		平 日	休日（土・日・祝日）
朝食	食 数	250食	150食
	食事時間	0615～0715	0615からパン等交付
	曹士食堂	1～2コ配食レーン	配食レーンは閉鎖 約18個部隊へ区分しパンを配布
	幹部食堂	配食レーンは閉鎖 場合により1コ配食レーン	配食レーンは閉鎖 場合により1コ配食レーン
昼食	食 数	350食	110食
	食事時間	1200～1300（通常）	
	曹士食堂	1～2コ配食レーン	1～2コ配食レーン
	幹部食堂	1コ配食レーン	配食レーンは閉鎖 場合により1コ配食レーン
夕食	食 数	250食	110食
	食事時間	1730～1830（通常）	
	曹士食堂	1～2コ配食レーン	1～2コ配食レーン
	幹部食堂	配食レーン閉鎖 場合により1コ配食レーン	配食レーン閉鎖 場合により1コ配食レーン

詳細は、別紙第1「令和6年10月から令和7年9月における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値」参照

2 本委託業務に必要な態勢

2.1 実施態勢

受託者は、官側が示す献立及び予定喫食者数等に応じ、別紙第1「令和6年10月から令和7年9月における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値」及び別紙第2「飯塚駐屯地食堂における配食人員の配置（基準）」を基準として本委託業務を完成するために必要な作業従事者の数を官側と協議の上、自らの判断で決定し、調理工程表又は作業従事者勤務割振表により官側の確認を受けるとともに、次に掲げる要件を具備した態勢を確保するものとする。

a) 現場責任者

受託者は、委託業務実施間、次に掲げる要件を具備する者を現場責任者として常時配置するものとする。また、現場責任者が休暇等により不在となる場合は、受託者はあらかじめ現場責任者と同様の要件を具備する代理の者を選任し、現場責任者に代わって権限を執行できる態勢をとらなければならない。

なお、現場責任者は前述の責任を遂行できる限りにおいて作業従事者との兼任を妨げない。

- 1) 本委託業務に必要な知識、技術を有すること。
- 2) 作業全般を統括する能力を有し、作業従事者を指導・監督できること。
- 3) 官側との交渉等に関する権限を有し、速やかに連絡調整できる態勢をとれること。

- 4) 前号に示す能力、知識、権限等を有する者の判断基準は、受託者の正規社員であり、同一メニューを1回100食以上提供する集団給食業務経験を1年以上有しかつ調理師免許を保有する者とし、受託者は、その証明を5.3に示す時期までに提出するものとする。
- 5) 現場責任者は日本国籍を有し、かつ日本語で意思疎通ができること。

b) 作業従事者

作業従事者は、次の要件を満たす者とする。

- 1) 調理作業においては、常時1名以上の調理師が勤務するようにシフト管理する。
- 2) 作業従事者は日本国籍を有し、かつ日本語で意思疎通ができること。

2.2 食品衛生管理

安全な給食を安定供給するため、次に掲げる法令等を遵守する。この際、以下の法令等は入札又は見積書の提出時における最新版とする。

- a) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- b) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）
- c) 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）
- d) 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省 平成9年3月24日付け衛食第85号別添）
- e) 福岡県食品衛生法施行条例（平成12年3月29日福岡県条例第17号）
- f) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）（平成10年法律第114号）
- g) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（以下「感染症法施行規則」という。）（平成10年厚生省令第99号）

2.3 確保されるべき業務の質

- a) 指定された喫食開始時間までに食事を提供できる態勢を整え、喫食終了時間まで喫食者へ配食すること。
- b) 衛生的な食事を提供すること。
- c) 隊員の満足向上を図ること。

2.4 作業従事者の服務

作業従事者の飯塚駐屯地における一般的な遵守事項は、隊員に準ずるものとする。

3 本委託業務の細部内容

3.1 全 般

- a) 作業実施間の服装は、常に清潔な調理服、エプロン、マスク、手袋等を着用するとともに、名札を付けること。また、現場責任者は所在を明確にするため常時腕章またはこれに類するもの（帽子等）を装着する。
- b) 現場責任者（必要に応じ作業従事者）は、官側が実施する調理ミーティング等に参加して、調理工程及び配食時の作業従事者の配置等、調理及び配食の細部要領について認識の統一を図るとともに、特に食材等の誤破棄に繋がるヒューマンエラー防止教育・指導を徹底する。
- c) 現場責任者は、食材等の受領から配食後の片付けに亘り衛生管理・安全管理に留意し、作業従事者に対し指示するものとする。

- d) 作業従事者等は、食中毒予防及び異物混入防止の観点から、大量調理施設衛生管理マニュアルを遵守するとともに、身体を常に清潔に保ち、時計、装飾品等の私物を厨房内に持ち込まない。
また、名札、腕章等が容易に脱落しないように装着する。筆記具等の持ち込みが必要な場合も、食品への異物混入を防止するため、必要最小限とし、脱落、紛失しないように管理する。

3.2 調理作業

調理ミーティングにおいて官側が示す細部要領に基づき、官側の準備した献立表、食材などによって、洗米・炊飯、食材の下処理、煮込み、焼き、揚げ、ゆ（茹）で、いた（炒）め、蒸し、レトルト品（市販品又は官給品の携行食を含む。）のボイルなどを実施する。

3.3 配食作業

調理ミーティングにおいて官側から示された細部要領に基づき、食品及び食器の配置、盛り付け（飯缶への詰め替えを含む） 、 隊員等への配食を実施する。

3.4 調理・配食に付随する作業

3.4.1 食材・調味料等の受領

現場責任者は、官側の立会いの下に食材・調味料等を受領するものとする。

3.4.2 給食器材・用具などの洗浄、整備及び格納

調理器材、用具などの使用後の洗浄、消毒、整備及び格納を実施する。

3.4.3 厨房内の清掃作業

厨房（下処理室、残飯庫、冷凍庫、冷蔵庫等の付帯設備を含む。）の清掃及び調理作業などによって発生した残菜、残飯、廃油などの処理を実施するものとする。

4 監督及び検査

- a) 朝食、昼食、夕食の各作業の実施間又は検食後、裁断要領、調理作業（洗米・炊飯、食材の下処理、煮込み、焼き、揚げ、ゆ（茹）で、いた（炒）め、蒸し、味付けなど）、配食作業、衛生及び安全面について管理など作業要領について官側から指示等を受けた場合は、現場責任者はその指示に基づき対応するものとする。
- b) 次の判定基準に基づき監督・検査を受けるものとする。

5 その他

5.1 作業に関する指示

- a) 給食器材などの使用に当たっては、次の事項を遵守するものとする。
- 1) 安全に万全を期す。
 - 2) 作業従事者等が給食器材などを使用して負傷した場合は受託者の責任と費用負担において処置をするものとする。
 - 3) 使用前の安全点検、使用後の点検・手入れによって、給食器材の故障の未然防止に努める。
 - 4) 使用する施設及び器材などは、本業務以外に使用してはならない。
- b) 現場責任者は、作業従事者等の故意又は過失によって食材、施設、器材等に損害を与えた場合は、速やかに監督官を通じて契約担当官に報告するとともに、官側の指示に基づき受託者の責任と費用負担において速やかに原状復帰するものとする。
- c) 受託者は、本役務の実施に際して、施設の使用、火災予防、施設・区域の立ち入り、車両の乗り入れ等について官側の指示に従うものとする。

- d) 受託者及び作業従事者等は、業務実施上知り得た情報を他に漏らし、又は利用してはならない。
また、契約終了後又は契約解除後も同様とする。
- e) 作業従事者等の、新型コロナウイルス及びノロウイルスを含む感染症の罹患及びその復帰に関しては、感染症法及び感染症法施行規則に基づくとともに、必要な検査費用等は、受託者の負担によるものとする。

5.2 官側からの通知事項

官側からの通知事項は、下表のとおりとする。

官側からの通知事項

通知事項	通知頻度	通知時期（基準）	備 考
給食予定人員	月 1 回	翌月分を前月 10 日まで	4 月分は左記にかかわらず引き継ぎ期間に通知
献立表	月 1 回	同 上	同 上
確定人員 献立材料表	週 3 回	当該給食日の 3～7 日前基準	下記のとおり通知することを例とする。 1 火曜日に土～月曜日分を通知 2 前週木曜日に火・水曜日分を通知 3 前週金曜日に木・金曜日分を通知
調理及び配食細部要領	平日毎日	平日朝 09:00	調理ミーティングとして実施
各種検査等及び実習生の受け入れ		当該月の 1 か月前の 10 日まで	

時期等	項目	判定基準
その日の作業開始時	実施態勢	献立、予定喫食者数、配食レーン及び配置基準等に基づき、業務を履行するに足る作業従事者等が確保されていたか。
	衛生管理	作業従事者等の健康状態の確認、指導及び記録等の衛生管理態勢は良好だったか。
		業務に必要な衛生用消耗品の準備状況、作業従事者の個人用被服等身だしなみは良好だったか。
朝・昼・夕各食の調理作業終了時	調理状況	官側の指定した食材の使用、裁断・調理要領及び調理数に基づく作業が実施されていたか。
		大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいた下処理、温度管理、二次汚染の防止及び検食の保存がなされていたか。
朝・昼・夕各食の配食作業終了時	配食状況	官側の指定した盛り付け要領及び配食数になっていたか。
		配食開始は遅延せず、定められた時間に配食されたか。
その日の作業終了時	器材洗浄及び厨房等の清掃状況等	官側の指定した要領・頻度に基づき、器具等の洗浄・清掃・格納がなされていたか。
		器具等の員数は不足していなかったか。

5.3 提出書類

受託者が、官側に提出する書類は、下表のとおりとする。

提出書類一覧

提出書類名	提出頻度	提出時期	備 考
現場責任者の勤務経験 関連資料	年1回	業務開始 10日前まで	
作業従事者一覧	年1回	同上	提出後、作業従事者等に変更があればその都度提出する。
作業従事者調理師免許 の写し(免許保有者の み)	年1回	同 上	同 上
作業従事者菌検索結果	月1回 以上	毎月25日まで (ただし、受託年度 4月分は業務開始 の10日前まで)	1 菌検索結果には、腸管出血 性大腸菌症検査を含めるこ と。 (10月から3月までの間 には月に1回以上ノロウイル スの検査を含めること。) 2 菌検索実施機関発行の結果 を提出 3 作業従事者等に変更があ ればその都度提出する。
作業従事者勤務割振表 (勤務予定表)	月1回	翌月分を前月10 日まで	1 受託年度4月分は業務開 始の15日前まで 2 作業従事者等に変更があ ればその都度提出し、官側の 確認を受けるものとする。
作業完了届	月1回	当月分を 翌月10日まで	
保健所等による営業許 可証の写し	年1回	業務開始 10日前まで	

※ 提出時期に間に合わないことが予想された場合、受託者は速やかに官側へ通知し、今後の対応について協議するものとする。

5.4 受託者が使用できる国有財産

a) 施 設

本委託業務に関係する陸上自衛隊飯塚駐屯地食堂、厨房、控室、更衣室、駐車場及び駐輪場

b) 設 備

別紙第3「設備」

c) 経費負担区分

前2号の使用に伴う電気、ガス、水道等の使用料及び維持管理費用は官側負担とする。ただし、受託者の故意又は過失により施設、設備等に損害を与えた場合は、官側の指示に基づき受託者の費用負担において修復等を行う。受託者は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

5.5 受託者の経費区分

5.4において官側負担とした費用を除き、作業従事者の被服、清掃用具、洗剤、事務用品、各種検査等の本委託業務に必要な全ての経費は受託者負担とする。

別紙第4「給食業務に係る年間消耗品リスト（基準）」

5.6 本委託業務の引継ぎ

当該年度の受託者は、翌年度4月1日以降の本委託業務受託予定者から業務内容の引継ぎに関する申し出があった場合は、当該引継ぎが当該年度内3月31日までに完了するよう協力しなければならない。

5.7 飲食店営業許可

食品衛生法第54条に基づき、政令で定める飲食店営業施設に該当するので、受託者は、契約に伴い食品衛生法第55条の1項の規定に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、給食施設（駐屯地隊員食堂）における飲食店営業（一般食堂）の営業許可を受けなければならない。

契約が終了し、給食を廃止する場合は、食品衛生法施行規則第5条の2、第6項に規定する「給食廃止届」を所轄保健所長に届け出なければならない。

5.8 仕様書に関する疑義

受託者は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

令和6年10月から令和7年9月における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値

月	区分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員1人当 たりの食数 $A \div B$
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) $B \times C$	
令和 6年 10月	平日	朝	377	114	204	4072	88	88	4	352	46
		昼	435	149	245	4904	88	171	4	684	29
		夕	384	95	188	3755	88	88	4	352	43
		計	—	—	—	12731	264	347	—		—
	休日	朝	235	80	141	1270	0	9	1.5	14	141
		昼	233	78	138	1245	36	48	4	192	26
		夕	208	75	130	1169	36	45	4	180	26
		計	—	—	—	3684	72	102	—	386	—

月	区分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員1人当 たりの食数 $A \div B$
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) $B \times C$	
令和 6年 11月	平日	朝	303	155	208	4153	80	80	4	320	52
		昼	335	228	265	5300	80	160	4	640	33
		夕	230	89	179	3584	80	80	4	320	45
		計	—	—	—	13037	240	320	—		—
	休日	朝	190	89	127	1274	0	10	1.5	15	127
		昼	245	88	139	1385	40	55	4	220	25
		夕	195	81	126	1256	40	44	4	176	29
		計	—	—	—	3915	80	109	—	411	—

月	区分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員1人当 たりの食数 $A \div B$
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) $B \times C$	
令和 6年 12月	平日	朝	213	71	151	3324	88	60	4	240	55
		昼	261	64	169	3715	88	118	4	472	31
		夕	216	61	132	2907	88	73	4	292	40
		計	—	—	—	9946	264	251	—	—	—
	休日	朝	211	63	98	878	0	16	1.5	24	55
		昼	253	60	95	858	36	78	4	312	11
		夕	202	57	86	777	36	68	4	272	11
		計	—	—	—	2513	72	162	—	608	—

月	区分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員1人当 たりの食数 $A \div B$
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) $B \times C$	
令和 7年 1月	平日	朝	219	56	148	3407	84	68	4	272	50
		昼	305	58	178	4100	84	132	4	528	31
		夕	333	53	130	2989	84	71	4	284	42
		計	—	—	—	10496	252	271	—	1084	—
	休日	朝	172	62	83	665	0	14	1.5	21	48
		昼	209	59	88	706	40	57	4	228	12
		夕	333	55	97	772	40	57	4	228	14
		計	—	—	—	2143	80	128	—	477	—

月	区分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員1人当 たりの食数 $A \div B$
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) $B \times C$	
令和 7年 2月	平日	朝	215	117	163	2937	72	72	4	288	41
		昼	309	129	223	4015	72	142	4	568	28
		夕	228	57	140	2512	72	72	4	288	35
		計	—	—	—	9464	216	286	—	1144	—
	休日	朝	96	61	75	750	0	10	1.5	15	75
		昼	112	61	75	752	40	49	4	196	15
		夕	98	58	68	679	40	43	4	172	16
		計	—	—	—	2181	80	102	—	383	—

月	区分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員1人当 たりの食数 $A \div B$
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) $B \times C$	
令和 7年 3月	平日	朝	259	82	204	4079	80	80	4	320	51
		昼	363	86	273	5458	80	152	4	608	36
		夕	253	65	180	3595	80	83	4	332	43
		計	—	—	—	13132	240	315	—	1260	—
	休日	朝	267	63	105	1157	0	11	1.5	17	105
		昼	309	62	102	1117	44	55	4	220	20
		夕	101	60	71	778	44	46	4	184	17
		計	—	—	—	3052	88	112	—	421	—

月	区分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員1人当 たりの食数 $A \div B$
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) $B \times C$	
令和 7 年 4 月	平日	朝	203	54	158	3317	84	76	4	304	44
		昼	317	61	214	4501	84	149	4	596	30
		夕	230	56	143	3005	84	80	4	320	38
		計	—	—	—	10823	252	305	—	1220	—
	休日	朝	72	57	65	582	0	11	1.5	17	53
		昼	67	56	62	554	36	57	4	228	10
		夕	60	54	57	515	36	49	4	196	11
		計	—	—	—	1651	72	117	—	441	—

月	区分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員1人当 たりの食数 $A \div B$
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) $B \times C$	
令和 7 年 5 月	平日	朝	262	48	173	3460	80	68	4	272	51
		昼	328	54	229	4579	80	133	4	532	34
		夕	267	48	150	3001	80	72	4	288	42
		計	—	—	—	11040	240	273	—	1092	—
	休日	朝	80	48	67	734	0	13	1.5	20	56
		昼	117	55	66	721	44	65	4	260	11
		夕	71	50	58	636	44	55	4	220	12
		計	—	—	—	2091	88	133	—	500	—

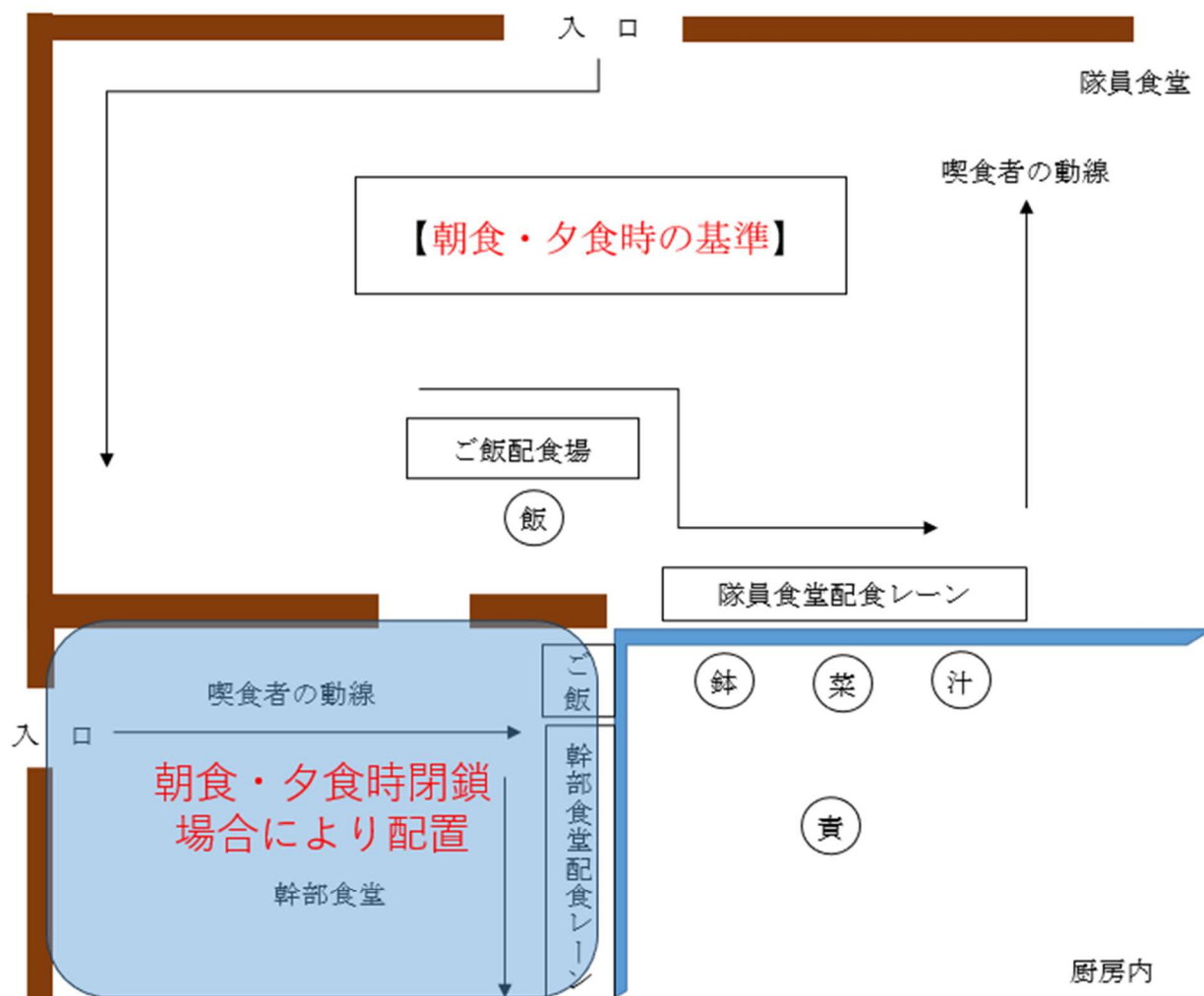
月	区分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員1人当 たりの食数 $A \div B$
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) $B \times C$	
令和 7年 6月	平日	朝	350	162	214	4486	84	84	4	336	53
		昼	339	213	264	5544	84	153	4	612	36
		夕	318	81	189	3961	84	84	4	336	47
		計	—	—	—	13991	252	321	—	1284	—
	休日	朝	125	67	88	796	0	9	1.5	14	88
		昼	127	62	85	763	36	41	4	164	19
		夕	121	59	76	684	36	37	4	148	18
		計	—	—	—	2243	72	87	—	326	—

月	区分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員1人当 たりの食数 $A \div B$
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) $B \times C$	
令和 7年 7月	平日	朝	360	197	256	5624	88	88	4	352	64
		昼	409	240	314	6905	88	158	4	632	44
		夕	321	96	234	5156	88	88	4	352	59
		計	—	—	—	17685	264	334	—	1336	—
	休日	朝	242	92	125	1123	0	9	1.5	14	125
		昼	202	64	108	969	36	42	4	168	23
		夕	180	59	96	866	36	38	4	152	23
		計	—	—	—	2958	72	89	—	334	—

月	区分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員1人当 たりの食数 $A \div B$
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) $B \times C$	
令和 7 8 年 月	平日	朝	236	44	169	3376	80	60	4	240	56
		昼	338	52	221	4423	80	117	4	468	38
		夕	225	48	153	3065	80	63	4	252	49
		計	—	—	—	10864	240	240	—	960	—
	休日	朝	163	47	87	962	0	16	1.5	24	60
		昼	119	52	71	777	44	69	4	276	11
		夕	98	47	65	720	44	66	4	264	11
		計	—	—	—	2459	88	151	—	564	—

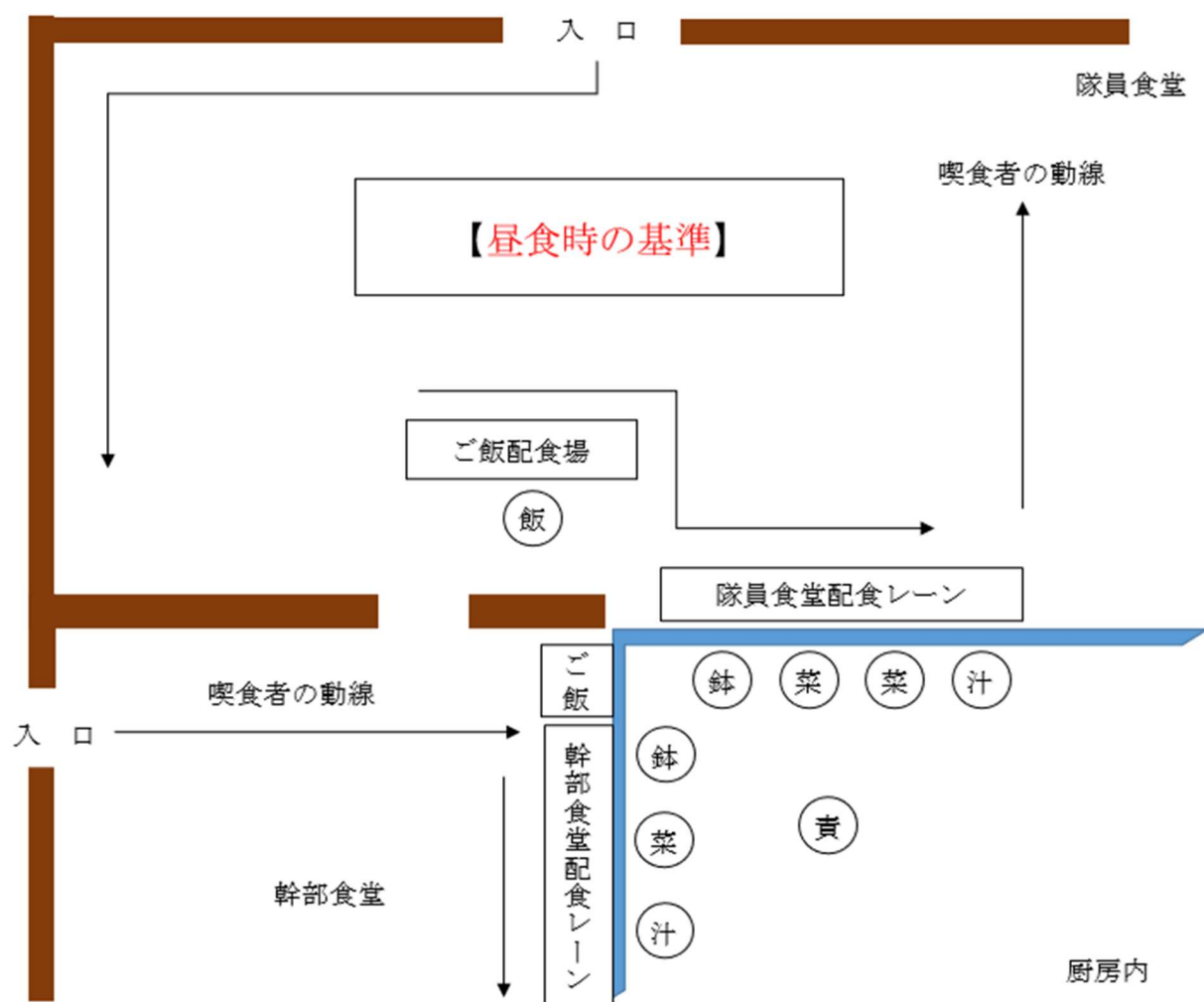
月	区分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員1人当 たりの食数 $A \div B$
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) $B \times C$	
令和 7 9 年 月	平日	朝	322	94	220	4399	80	76	4	304	58
		昼	333	106	240	4807	80	148	4	592	32
		夕	271	65	188	3765	80	80	4	320	47
		計	—	—	—	12971	240	304	—	1216	—
	休日	朝	199	61	137	1368	0	10	1.5	15	137
		昼	232	58	129	1286	40	45	4	180	29
		夕	142	55	98	976	40	42	4	168	23
		計	—	—	—	3630	80	97	—	363	—

飯塚駐屯地食堂における配食人員の配置（基準）



区分	主な任務等	幹部食堂 配食レーン 配置人数	隊員食堂 配食レーン 配置人数	食堂合計 人数	総合 計
全般	① 責 現場責任者（全般指示、幹部・曹士兼任）	1			5
	② 飯 飯・食器等の補充	1			
配食等 担当	③ 菜 菜皿・洋皿（主菜）担当	場合により配置	1	1	
	④ 鉢 小鉢等（副菜）担当	場合により配置	1	1	
	⑤ 汁 汁物担当	場合により配置	1	1	

飯塚駐屯地食堂における配食人員の配置（基準）



区分	主な任務等	幹部食堂 配食レーン 配置人数	隊員食堂 配食レーン 配置人数	食堂合計 人数	総合 計
全般	① 現場責任者（全般指示、幹部・曹士兼任）	1			9
	② 飯・食器等の補充	1			
配食等 担当	③ 菜皿・洋皿（主菜）担当	1	2	3	
	④ 小鉢等（副菜）担当	1	1	2	
	⑤ 汁物担当	1	1	2	

設 備

区 分		数 量	能 力
主要厨房器材及び器具	蒸気式食器消毒保管庫 2号	2台	200Kg/h
	コンベクションオープンスチーム機能付1号 ガス式(20段)	2台	27Kg/h
	自動給茶機	3台	24L/台
	ドリンクディスペンサー2連	2台	36L/台
	ドリンクディスペンサー1連	1台	18L/台
	厨芥処理機1号 分離形A	1台	10Kg/分
	野菜切裁用調理器具2号	1台	613W
	蒸気式湯沸器2号	1台	200～220L
	かまどガス回転式ドライシステム用220L	1台	220L/台
	球根皮むき機	1台	13～15Kg
	食器洗浄機2号	1台	圧力噴射式
	蒸し器2号	1台	1～1.5Kg/m ²
	蒸気煮炊釜ドライシステム用220L	1台	220L/台
	配食室用保冷库2号	1台	0～10℃
	製氷機 1号	1台	約55/62Kg/日
	適温選択配食器材1号(電気式)	1台	冷凍～120℃
	適温選択配食器材2号(電気式)	1台	冷凍～120℃
	配食室用温蔵庫2号	1台	常温～100℃
	蒸気煮炊釜220L	3台	220L/台
	連続式炊飯装置2号	1台	140Kg/h以上
	蒸気式食器消毒保管庫 4号	1台	2Kg/cm ²
	連続式揚物機2号	1台	6.16Kg/h
	包丁保管庫	1台	
室 名		面 積	
厨 房		366m ²	
揚物室		46m ²	
下処理室		68m ²	
冷凍・冷蔵室		50m ²	
残飯庫		5.6m ²	

給食業務に係る年間消耗品リスト（基準）

No	使用区分	品 名	備考
1	作業従事者個人用	マスク	
2	作業従事者個人用	個人用被服	帽子、ユニホーム（名札付）、エプロン、履物、空調服または水冷服等
3	作業従事者個人用	使い捨て手袋	
4	作業従事者個人用	爪ブラシ	各人ごと準備
5	調理用消耗品	クッキングペーパー	
6	調理用消耗品	クッキングシート	
7	調理用消耗品	サランラップ類	保冷、保温等時にも使用
8	調理用消耗品	アルミホイル	
9	調理用消耗品	食品用洗剤	次亜塩素酸ナトリウム等
10	調理器具清掃用	スポンジたわし	
11	調理器具清掃用	タオル、布巾	調理台等清掃
12	調理器具清掃用	中性洗剤、弱アルカリ性洗剤	調理機械、包丁、まな板等
13	調理器具清掃用	消毒用アルコール	洗浄後消毒
14	調理器具清掃用	クレンザー	
15	厨房清掃用	デッキブラシ	
16	厨房清掃用	バケツ	
17	厨房清掃用	ポリ袋	
18	厨房清掃用	水切り	
19	厨房清掃用	モップ	
20	官民共用	アルコール消毒液	厨房入口、トイレ等
21	官民共用	手洗い石鹸液	厨房入口、トイレ等
22	官民共用	ペーパータオル	厨房入口、トイレ等
23	官民共用	トイレットペーパー	トイレ等

※20 から 23 は官民共用となるため、作業従事者数を基準とし、官と要調整